



### 3. 後期高齢者医療保険料

被保険者の皆さまに支払いいただく保険料は、北海道後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定める保険料率をもとに決めています。今年はその1年目に当たり、被保険者全員が負担する「均等割」と前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

平成28年度保険料額決定通知書及び納付通知書（普通徴収）、特別徴収開始通知書は7月中旬に送付します。28年度の保険料率は次のとおりです。

28年度後期高齢者医療保険料表 ( )内は26、27年度

所得割(%)	10.51 (10.52)
均等割=「 」内は軽減基準所得(円)	49,809 (51,472)
9割軽減額「33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない」	4,980 (5,147)
8.5割軽減額「33万円」	7,471 (7,720)
5割軽減額「33万円+26.5万円×世帯の被保険者数」	24,904 (25,736)
2割軽減額「33万円+48万円×世帯の被保険者数」	39,847 (41,177)
賦課限度額(円)	570,000 (570,000)

### 保険料の納付方法変更について

国民健康保険、後期高齢者医療保険の各保険料について、現在受け取り年金からお支払い（特別徴収）となっている方、または特別徴収開始通知書で10月以降特別徴収となる方は、お支払い方法を口座振替に切り替えることができます。

10月以降の特別徴収分を口座振替に切り替えご希望の場合は、7月29日（金）までに国保担当窓口（または税務課税務収納担当）で納付方法の変更手続きを行ってください。

#### ◆手続きに必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳、通帳のお届け印

※介護保険料は納付方法を変更できません。ご注意ください。

### 保険料の納期限

国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納期限は次のとおりです（いずれも普通徴収）。納期限（納期内の納付）を過ぎると延滞金が徴収される場合がありますので、ご注意ください。

期限内の納付が難しい場合は、分割納付などの制度を利用できます。役場の納付相談窓口でご相談ください。

#### 保険料の納期限

第1期	8月1日(月)
第2期	8月31日(水)
第3期	9月30日(金)
第4期	10月31日(月)
第5期	11月30日(水)
第6期	12月28日(水)
第7期	来年1月31日(火)

お問い合わせ

大雪地区広域連合国民健康保険対策室、介護保険対策室 ☎(直)82-3697